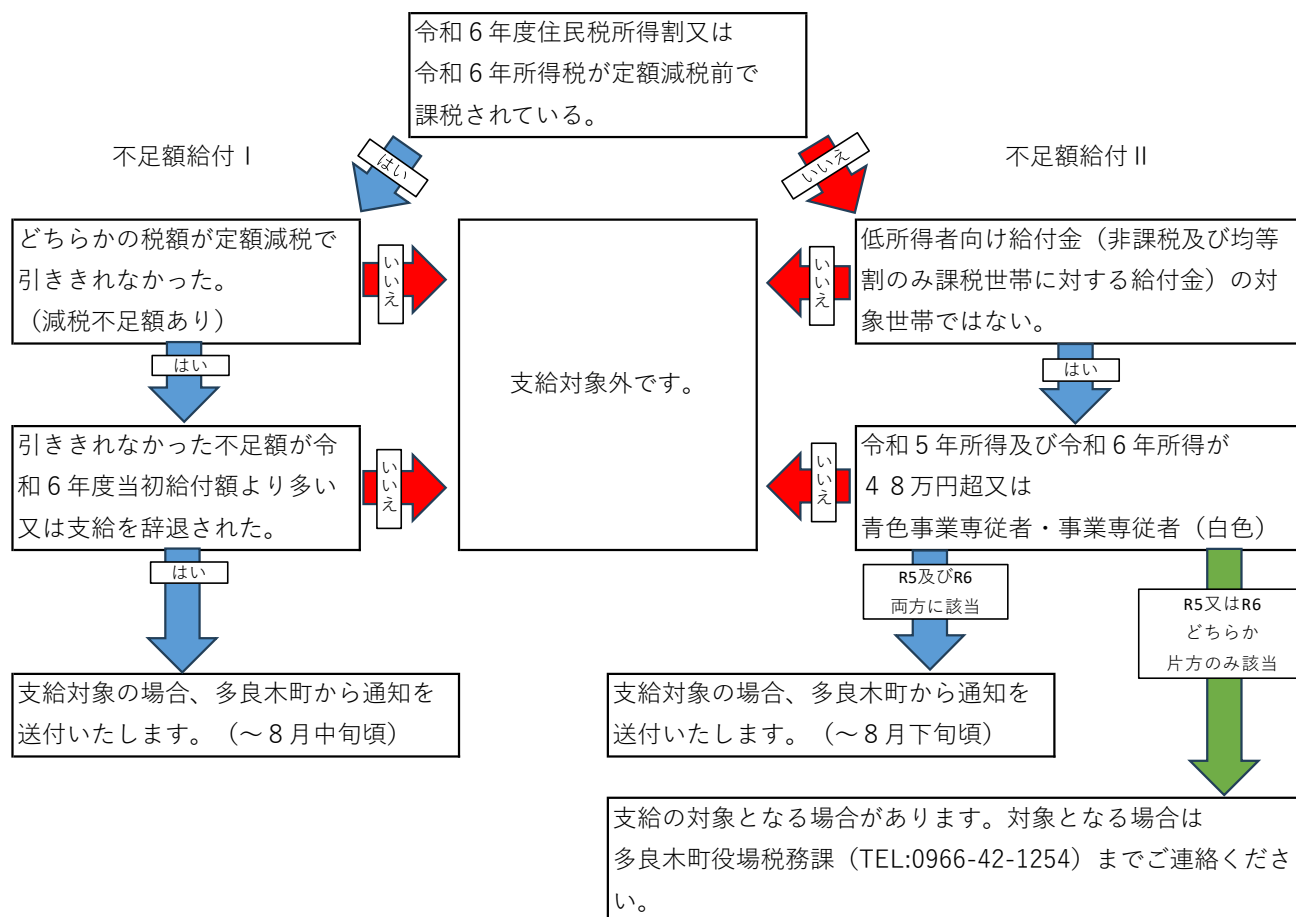


調整給付金（不足額給付）フローチャート

本フローを参考に、ご自身が支給対象であるかご確認ください。

なお、個人の所得額や減税不足額等については源泉徴収票や確定申告書等をもとにご確認ください。

また、令和6年分源泉徴収票に記載されている控除外額（定額減税しきれなかった額）と不足額給付の額は、必ずしも一致するものではありません。



※注意点

- ・ 確認書（桃色の用紙）が届いた場合、必要事項を記入の上、本人確認書類（免許証等）の写し（コピー）及び受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード）の写しと併せて同封の返信用封筒にて返信してください。
- ・ 期限（令和7年10月31日）までに申請及び返信がない場合、受給を辞退されたとみなされます。
- ・ 代理人が申請する場合には、確認書裏の委任欄に支給対象者本人が記入の上、本人確認書類に加えて、代理人の確認書類が必要となります。
- ・ 支給のお知らせが届いた場合、記載の口座に支給しますので手続等は不要です。